

就学指定校変更・区域外就学許可基準 (R5.11.8改正)

さいたま市では住所に基づいて就学する学校を指定しています(以下、指定された学校を「指定校」と言います)。指定校以外への就学については、『就学指定校変更・区域外就学許可基準』に示した事由に該当する場合のみ可能となります。なお、学校の施設状況等により受入が困難な場合もありますのでご承知ください。

| 事由区分 | 区分詳細 | 許可条件・必要書類・備考 | 許可期間(最長) | 申請先 |
|--|---|---|----------|--------------------|
| 転居 (市内→市内) 【指定校変更】 転出 (市内→市外) 【区域外就学】 | 転居・転出後も引き続き 従前の学校に通学希望 | 通学の方法と経路につ いて、在籍中の学校と合 意済であること | 卒業まで | 学事課 ・ 区民課 |
| 小学校の指定校 変更による中学 校入学 | 指定校変更許可を受け た小学校からの進学先 中学校に通学希望 | (中学入学前年の12月 頃に在籍小学校を通じ て希望を確認していま す) | 卒業まで | 学事課 ・ 区民課 |
| 兄弟姉妹 | 兄弟姉妹が就学してい る学校へ就学を希望 | 入学時(転入学時)時点 で、兄弟姉妹が在籍して いること | 卒業まで | 学事課 ・ 区民課 |
| 転居予定 【指定校変更】 | 市内に在住で、引越し予 定先の学区の学校への 通学を希望 | 許可開始希望日から1 年以内の引越し見込が 確認できること (建築請負契約書・賃貸 借契約書等で、引渡・入 居の予定日を確認しま す) | 転居予定日まで | 学事課 ・ 区民課 |
| 転入予定 【区域外就学】 | 市外に在住で、引越し予 定先の学区の学校への 通学を希望 | 同上 | 転入予定日まで | 学事課 ★事前に 要連絡 |
| 疾病等 | 疾病や障害で指定校へ の通学が困難なため、 最も近い学校への就学 を希望 | 医師の診断書 | 卒業まで | 学事課 ★事前に 要連絡 |
| 留守家庭 ※小学校のみ | 共働き等により児童の帰宅時に保護 者が不在で、通学区域外の祖父母宅 等へ預けなければならないため、預 かり先住所の指定校に通学を希望 | 勤務証明書 申立書兼誓約書 等 | 卒業まで | 学事課 ・ 区民課 |
| | 共働き等により児童の帰宅時に保護 者が不在で通学区域内の放課後児 童クラブAへ入室申し込みしたが落 選してしまい、やむを得ず通学区域 外の放課後児童クラブBに入所と なったため、Bの所在地の指定校へ の通学を希望【注】 | 放課後児童クラブ入室決定通 知書 | 卒業まで | 学事課 ★事前に 要連絡 |
| 特定地域 (指定校以外の 学校を選択でき る地域) | 特定地域の設定により 選択可能となっている学 校への通学を希望 | 特定地域内に居住して いること | 卒業まで | 学事課 ・ 区民課 |
| 教育的配慮 | いじめ、不登校等で指定 校以外の学校へ就学す ることで、問題解決が見 込まれる場合 | 必要書類の有無は状況 に応じて教育委員会が 決定する | 事由の解消まで | 学事課 ★事前に 要連絡 |

【注】 放課後児童クラブの入室を申し込む場合、第1希望は通学区域内の公設放課後児童クラブのみとなります。

通学区域内に公設放課後児童クラブがなく、通学区域外の公設放課後児童クラブBに入所となり、
Bの所在地の指定校への通学を希望する場合も含まれます。

ただし、令和6年度「さいたま市放課後子ども居場所事業」の対象校(栄小、鈴谷小、岸町小、新和小)
の通学区域内に居住の児童は当該事由による変更はできません。

- | | |
|-------------|---|
| 許可条件 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 通学方法・経路については学校と協議し合意を得ていること。 ○ 許可期間終了後は居住地の指定校に就学する。 |
|-------------|---|